

災害時における支援協力に関する協定書

宇部市（以下「甲」という。）と山口県行政書士会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、被災者を支援するため実施する行政書士業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、宇部市内で災害が発生したとき、甲の要請に基づき乙が実施する行政書士業務（以下「本業務」という。）について、必要な事項を定める。

（業務の内容）

第2条 本業務の内容は、行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び第1条の3の業務とする。

（支援の要請）

第3条 甲は、本業務の実施を必要とするときは、乙に対し「災害時支援要請書（別記）」により支援を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、直ちに本業務を実施するための措置を行い、甲の要請する場所に会員を派遣するものとする。

（要請による連絡調整）

第4条 甲及び乙は、連絡体制を整え被災者支援に支障のないように、常に連絡調整に努めるものとする。

（費用負担）

第5条 第3条第2項の規定による派遣に要する費用は、乙の負担とする。

2 前項に規定するもののほか、本業務の実施に要する費用は、乙の負担とする。ただし、許認可の申請等に添付する印紙代、諸証明交付手数料等の実費は、被災者（行政書士業務を依頼した者）の負担とする。

（損害への対応）

第6条 この協定に基づく本業務の実施において、乙又は乙の会員に損害が生じた場合、甲の責めに帰すべき事由によらないものについては、乙の責任において対処する。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から相手方に対して何らかの申し出がないときは、1年間延長されたものとみなし、その後もまた同様とする。

(疑義の解決)

第8条 この協定に関して、定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成25年10月31日

甲 宇部市

宇部市長 久保田后子

乙 山口県行政書士会

会長 杉山久美子